

中小企業



海外展開のツボ

SOMPOリスクアマネジメント
主任コンサルタント

安藤 悟空氏

米国は世界で最大の賠償立国であるといわれているが、その要因のひとつが製造物責任（PL）における「懲罰的賠償」の制度にある。日本にはこうした制度がないため、多くの企業になじみが薄いものだと思うが、近年は中国やタイなどでもこの懲罰的賠償制度が制定されている。

製造物責任の懲罰的賠償

「懲罰的賠償」制度とは、賠償問題が発生した際、実損害や慰謝料など通常の賠償額に加え、制裁の位置づけで企業に賠償を課す制度のことを指す。企業側が虚偽の報告を行っていたり、情報の隠蔽や故意的な文書破棄など、企業として悪質な行為があったと判断された場合に課される。

米国においては、その上限額を通常賠償額の数倍と規定している州が多いが、実態としては、これが無視されて陪審員の評決が下される事案も見受けられる。

主なアジア各国・地域のPLに関する懲罰的賠償制度

	制度の有無	法律名
中国	有	権利侵害責任法
台湾	有	消費者保護法
タイ	有	非安全商品責任法
インド	有	消費者保護法
日本	無	—
韓国	無	—
インドネシア	無	—
シンガポール	無	—

中国・タイでも潜在リスク

近年でも日本の製薬会社などに對し、総額90億^{ドル}（約1兆円）の懲罰的賠償金を課す評決が下されている。昨今、米国以外の国でも制度が規定されているが、現状においては、米国以外の各国では制度があるだけで適用されている事例はほとんど見受けられない。しかし、課されれば企業に対して甚大な損害を与える可能性があり、最悪の場合、企業運営を脅かす恐れがある。潜在的なリスクが非常に高い制度といえる。

懲罰的賠償を回避するポイントには様々あるが、例えば、安全軽視と判断されないために製品は安全設計を重視することが求められる。虚偽や隠蔽と判断されないためにも、社内ルールにのっとりた文書管理が必要であり、事故が発生した場合には国のルールにのっとりた事故報告、適切な情報開示を実施することなどが重要となる。

2018年7月30日
日経産業新聞